

第 35 回 仙台市宅地保全審議会

議 事 録

平成 25 年 11 月 29 日

仙台市役所 2 階 第一委員会室

第 35 回 仙台市宅地保全審議会

日 時 平成 25 年 11 月 29 日（金） 午後 5 時 00 分～午後 6 時 39 分

場 所 仙台市役所 2 階 第一委員会室

出席者 仙台市宅地保全審議会委員

出席委員・・・ 飛田委員， 吉田委員， 今西委員， 源栄委員， 風間委員，
篠塚委員， 渋谷委員， 斎藤委員， 嶋中委員， 脇坂委員，
千葉(晃)委員、吉川特別委員，

欠席委員・・・ 千葉(則)特別委員， 三辻特別委員，

事務局（仙台市）

復興事業局長， 宅地復興部長， 宅地保全課長，
南部宅地工事課長

都市整備局長， 住環境部長， 開発調整課長， 調整係長

内容

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
 - ・ 委員紹介
- 3 会長及び副会長の選出
 - ・ 議事録署名委員の指定
- 4 議 事
 - (1) 技術専門委員会の設置及び委員の指名
 - (2) その他
- 5 報告事項
 - (1) 被災宅地の復旧状況について
 - (2) 宅地造成履歴等情報マップについて
- 6 閉 会

事務局

皆さま、おばんでございます。
ただいまから第35回仙台市宅地保全審議会を開催させていただきたいと思
います。
本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
本審議会は、本年の9月1日より任期が改まりまして、委員の改選となっ
ております。
本来なら、もっと早い時期に開催すべきところが、スケジュールの調整の結
果、本日の運びになったことを、お許しいただきたいと存じます。
申し訳ございません。
それでは改選にあたりまして、委嘱状を都市整備局長の小島より交付させ
ていただきたいと思います。
よろしく申し上げます。
これからお一人ずつ、お名前をお呼びしますので、その場で委嘱状の受取
りをお願いしたいと思います。

(委嘱状を交付)

事務局

ありがとうございました。
続きまして、都市整備局長の小島より、ご挨拶を申し上げます。
局長、よろしく申し上げます。

事務局

本日は夕方の5時という時間帯にかかわらず、ご出席賜りまして本当にあ
りありがとうございます。
ただいま、委嘱状をお渡しさせていただきましたけれども、本審議会は宅地
保全に関する重要な事項を審議いただくというところでございます。宅地
保全審議会条例により、設置された附属機関でございます。
当審議会の任期につきましては、平成25年9月から27年の8月までの2
年間となっております。
委員の皆様には、たいへんお忙しい中、審議にお時間をちょうだいするこ
とになりますが、改めてよろしくお願い申し上げます。
発災以来、2年と8か月が過ぎました。
その間、被災宅地の復旧につきましては、多くの市民に極めて高い関心事で
ございまして、本市の復興プロジェクトの重要な一翼を担うものとしたし
まして、取り組んでいるところでございます。
昨年、限られた時間でございましたが、この宅地復旧の方針、これについま
して宅地保全審議会と技術専門委員会を開催しまして、取りまとめていた

きました。

改めて、感謝申し上げたいと思います。

現在、それに基づきまして復旧工事を取り進めているところでございますけれども、委員の皆さまにおかれましては、今後とも専門的な見地等からの活発なご審議を、お願いしたいと思っているところでございます。

簡単でございますけれども、一言、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

全員 よろしく願います。

事務局 それでは、議事に先立ちまして、委員が改選になっておりますので、会長、副会長の選出を行っていただきたいと思えます。

選出につきましては、宅地保全審議会条例第4条の規定により、会長、副会長は委員の互選により、定めとなっております。

自薦、他薦を問いません。委員の皆さま、よろしく願います。

委員 よろしいですか。

事務局 はい、〇〇先生。

委員 震災のあとのこともありますので、引き続き、飛田委員に会長を、それから、今西委員に副会長をお願いしたらよろしいかと思えます。

事務局 はい、ありがとうございます。
ただいま、会長に飛田委員、副会長に今西委員というご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

事務局 はい、ありがとうございます。
異議なしということでございますので、それでは、会長に飛田委員、副会長に今西委員ということで、お願いしたいと思います。

(会長席へ移動)

事務局 はい、ありがとうございます。
それでは、ここで飛田会長から一言、ご挨拶をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

委員

皆さま、おぼんでございます。
震災関係の仕事が、まだ続くということで、継続性を重視して会長を務めろということです。
今西副会長とともにですね、一生懸命、務めていきたいと思います。
審議会なんですけれども、たぶんですね、市長からの諮問を受けてやるって
いうことなんです、それと同時にですね、ちょっと大きなこと言いますけ
れども、やはり審議会の役割の一つとしてですね、10年くらいのスパンで
見てですね、仙台市が大きなリスクを負わないように、いろんなことをア
ドバイスしていくというのも、この会の役割かなという気がしております。
これだけの震災を抱えてですね、行政はもう、これまで走り走ってですね、
疲労の極みに達しているようなところだと思うんですが、いまの時点でやは
り、これだけの援助を受けた被災に対してですね、仙台市が日本の国中にで
すね、何の貢献ができるのかっていう視点からですね、それは記録であって
もいいですし、何らかの物をですね、残していく必要があるんだろうと。
そういった時にですね、この審議会の果たす役割というのも、大きくなるか
なと思っております。
ですから、そういう観点からもですね、委員の皆さま方のご意見をいただい
てですね、本当にいい仕事をしたいと思いますので、よろしくお願いたし
ます。

事務局

ありがとうございました。
たいへん申し訳ございませんが都市整備局長は、このあと、別の公務があり
ますので、ここで退席させていただきたいと思います。

事務局

大変恐縮ですが、中座させていただきます。
(都市整備局長が退室)

事務局

それでは、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。
綴じてありますけれども、次第。
次に、審議会名簿。そして条例。会議公開に関する要綱でございます。
それと、席次表でございます。
あと、別添の資料に関しましては、資料1「被災宅地の復旧状況について」
というものと、あと、A3判で、カラー刷りのものが1枚用意されていると
思います。

資料2に関しましては、宅地造成履歴マップについてでございます。
資料等不足があれば、お声掛けいただければと思います。
よろしいでしょうか。

事務局 はい、それでは会長、副会長が選出されたということなので、これからの議事に関しましては、飛田会長にお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

委員 それでは、よろしく願いいたします。
お手元ですね、次第に沿って進めてまいりたいと思います。
まず、会議の成立ですけれども、出席されております委員が14名中12名ということで過半数を超えておりますので、条例の第6条第2項の規定によりまして、会議が成立しているということを宣言いたします。
続きましてですね、傍聴席の方…。

事務局 きょうは、傍聴の方はいらっしゃいません。

委員 ということですね。はい。
では、これは省略というふうなことでお願いします。
続いてですね、議事録署名委員ということなんですが、運営要領第9条第2項の規定ということで、2名の委員を選ばなくてはいけないということですが、〇〇先生と〇〇先生ってということで、申し訳ございませんが、よろしくお願いしたいと思います。

(両委員同意)

委員 議事録の方はですね、事務局の方に取りまとめをお願いいたします。
会長のわたくしも確認いたしまして、そのあとで署名委員の方へ確認に伺うかということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員 それでは、次はですね、自己紹介ということでお願いしたく思います。
おなじみの方もいますし、新しい方もおられるかと思っておりますので、名簿順というふうなことです、こちらから、吉田先生の方からお願いできますか。

(各委員自己紹介：飛田委員、吉田委員、源栄委員、風間委員、今西委員、吉川特別委員、千葉(晃)委員、脇坂委員、渋谷委員、篠塚委員、嶋中委員、斎藤委員)

- 吉田委員 東北学院大学の吉田でございます。よろしくお願いいたします。
- 源栄委員 東北大学の災害科学研究所、源栄でございます。
わたしどもの研究室では、これまでに仙台市内に30点の地震観測に加え、宮城県域だけでも12点の建物のリアルタイムの地震観測を行っています。これらを地震対策、防災対策に役立てることで社会貢献しようと思っております。現に、これらの観測データより地盤による揺れの差を全部把握しております。
それから、建築と土木の耐震基準のアンバランスを痛感していますし、建築の中でも構造と非構造設備のアンバランスや、地面から上と下のアンバランスも指摘せざるを得ません。
これは宅地の地震対策に絡むところであり、いくら上を丈夫にしても、下をすくわれたんじゃ何のための地震対策かということになります。
そういう立場で貢献したいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 風間委員 東北大学の風間と申します。
引き続き、委員を仰せつかりました。
震災のあと、いろいろ技術的なことも含めて、制度上の問題もですね、いろいろ顕在化していますので、是非そういうことも、この場で議論をしていいものになっていけたらと思っています。
どうぞ、よろしくお願いいたします。
- 今西委員 どうも皆さん、おばんです。東北工業大学の今西と申します。
わたしの専門は地盤環境分野。それと、あとは災害マネジメントの分野です。そういった意味で、みなさんと一緒にいろいろと審議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 吉川委員 特別委員を、引き続きさせていただきます、吉川謙造でございます。
現在、技術士会の東北本部長をしております。よろしくお願いいたします。
- 千葉(晃)委員 県の方で同じような仕事しております、建築宅地課長しています、千葉と申します。
4月からの課長ですので、初めての出席となります。
いろいろ勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 脇坂委員 東北地方整備局で都市調整官をしております、脇坂でございます。

仕事は本省でいいますと、都市局に関連する事業、この造成宅地の滑動崩落緊急対策事業もそうなんですけれども、その担当をさせていただきます。引き続きの委員になります。よろしくお願いいたします。

渋谷委員

建築士会から参りました、渋谷セツコと申します。設計をしておりますと、いつも難しい問題が起きるのは地盤のことなんですね。いろいろ、法的なこともありますけども、その強度のことについては、この頃は充分に考えるようになってきてはいるんですけども、まだまだだと思わなすね。また、そういう矢先に、このような大震災があったわけなので、建築と本当に、先ほど先生からもお話ありましたけども、建築とそれから土、地盤ですね、それとが結びつく強さっていうのを市民の目としても、わたしも考えて、そして、少しでもお役に立てたらと思って、ここにおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

篠塚委員

はじめまして。仙台弁護士会から参りました、弁護士の篠塚と申します。わたくし、このたび初めて委員に選任されました。よろしくお願いいたします。わたくしの仙台弁護士会にあります、災害復興支援特別委員会や住宅紛争処理運営委員会などに所属しております、法的な観点も含め、この審議会を通じて、いろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

嶋中委員

市会議員の嶋中貴志でございます。引き続き、委員を委嘱させていただきまして、どうぞよろしくお願いいたします。議員の立場で参加させていただきますけれども、局長たちが変なことを言わないように、また、正確に言っているかどうか、そういうチェックなのかなと。あとは、われわれの大事な仕事である、市民の意見を反映していくという、そういう観点からも、この会のお役に立っていきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

斎藤委員

同じく、議会から出ております斎藤範夫でございます。役割は、嶋中委員がおっしゃったとおりだと思いますので、わたしも頑張らせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員

はい、ありがとうございました。

続いて、あれですね、職員の方のご紹介をお願いいたします。

(職員紹介：復興事業局長、宅地復興部長、宅地保全調整課長、南部宅地工事課長、復興事業局職員、
都市整備局長、住環境部長、開発調整課長、調整係長)

委員

はい、ありがとうございました。

すいません、できればですね、支障がない限りこういった資料にですね、職員の方の名前も付けていただけるとですね、やっぱり鈴木局長とか、佐藤部長というふうに、その方が、たぶんスムーズに進むような感じですね、まさか住環境部長とかって、それよりはたぶん、お名前の方がいいかと思えますので、もし、差しつかえなかったら、そのような資料をお願いしたいと思います。

事務局

はい、ありがとうございます。申し訳ございません。

委員

はい、それではですね、さっそくということになりますが、議事に進んでいきたいと思えます。

まず、予定されている議事ですけれども、(1)「技術専門委員会の設置及び委員の指名」が議事となっております。

まず、この件につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

はい、技術専門委員会の設置につきましては、仙台市宅地保全審議会条例第7条の規定により、「技術的専門事項に係る特別の事項を調査審議するため、審議会に技術専門委員会を置くことができる」とあります。

平成19年11月15日の、第28回仙台市宅地保全審議会において「技術専門委員会は非常時の際の緊急対応の必要性から、常設状態にしておく」ということが審議、了承されてございますので、今後、被災地の復旧復興に関する技術的助言など、宅地保全に関する重要な事項が生じた場合に、専門の見地から速やかに調査、審議が行われるよう、引き続き技術専門委員会の設置をする必要があると考えまして、提案させていただきました。

委員

はい、いま、事務局の方からですね、この技術専門委員会を引き続き設置し

たい、という旨のお話がありました。

引き続いてですね、この技術専門委員会、今後、いま現在、復旧工事、復興工事が進んでいる中で、新たな技術的な問題が出てくる可能性もありますので、技術専門委員会を、引き続き設置するということによろしいでしょうか。

(全委員が同意)

委員 はい、わかりました。それではですね、技術専門委員会を設置するということにいたします。

すみません、委員の指名につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは委員の指名についてですが、仙台市宅地保全審議会条例第7条第2項により「技術専門委員会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する」となっております。

〇〇会長より、技術専門委員の指名をお願いしたいと思います。

委員 それではですね、お手元に仙台市宅地保全審議会委員名簿ということで、特別委員3名まで含めている名簿があらうかと思えます。

この審議会委員の中からですね、この順番どおりにいきますね。

まず、わたくし飛田、それから学院大学の吉田先生、それから東北大学の風間先生、それから東北工業大学、今西先生ですね。

あと、特別委員の3名としまして、東北工業大の千葉先生、それから山形大学の三辻先生、それから、日本技術士会の方から吉川先生というふうなことでですね、わたくしも含めまして、7名の委員構成ということで、従来どおりの構成ということで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員が同意)

委員 はい。そのようなことで、いろんなことに対処していきたいと思えます。

事務局 ありがとうございます。

議事(1)については、以上になります。

委員 そうしますと、あと(2)の「その他」ってということで議事なんですけど、これはあれですね、委員の先生方の方から、何かないかという意味の、その他ってということですね。

事務局 はい、おっしゃるとおりです。

委員 あと、何かございますでしょうか。

委員

東日本大震災における、宅地被害のいろいろな写真を見るにつけて、上が何でもないのに下がすくわれて、解体せざるを得なくなった物に対して、宅地の耐震性能と上部構造の耐震性能の現状と課題を整理する必要があります。これは、今度の被災状況を反映した提言を考える必要があるのではないかと思います。

というのは、土木の中でも橋梁から始まって、耐震性の高いものから、土構造物のように耐震性が必ずしも高くないものもあります。

それで、擁壁も含めて耐震性の低い宅地に建築の立派な物を建てても、その性能が発揮されません。

この建築と土木の耐震性の整合性も検討する必要があるのではないかと思います。というのが、わたしからのお願いです。

このことは、かつて仙台城の石垣の委員会があり、石垣の上に櫓を建てる計画があったときに、石垣を含めた基礎の耐震性能と、櫓そのものの耐震性能について検討したことを思い出します。

結局、櫓は諸事情により建たなかったのですが、いまでも建てたいと思っています。

上部構造と基礎地盤の耐震性能のバランスを、考えなければならない時期にきていると思います。

委員

それはそのとおりだと思うんですけども、問題はあれですよ、この宅地保全審議会で審議すべきことなのか、それとも、あるいは地盤工学会とか、建築学会とか土木学会、その辺の建設関係のですね、学会、たぶん、間違いなくこれだけの大きな問題があったんで、満足できるレベルかどうかはともかくとしてですね、かなり動いているはずなんですね。

〇〇先生、その辺、何か、地盤工学会としてこの宅地の問題に関してですね、どんな動きがあるかっていうのを。

委員

地盤工学会としては震災の直後ですね、学会としての提言書というのを outsourcing させていただいてまして、その中で、一部宅地の耐震性について、いままで甘かったということで、いくつか項目を挙げて提言をしています。

それから、実際の動きとしては、地盤品質判定士っていう制度が、今年から出来てまして、ついこの間、合格者が発表されましたけれども、1,500人くらいの受験者に対して25パーセントくらいの方が、その資格を得て、そういう品質についてですね、民間の方、実際に買われる、宅地を買われる人との間を埋めるような役割を担える人を、順番に増やしていこうって

というようなことが進んでいます。

それから、〇〇先生のおっしゃることは分かりますので、問題は結局、審議会の場で何か問題とするならば、今回の震災で仙台市の宅地はもう、そういう洗礼を受けたからもう壊れてないところは、まあまあ、もう壊れないよと思うのか、それとも、やっぱり古い時代に造成されたところは、宅地耐震化マニュアル等の基準に則ってやっていないところが問題なので、その基準等が遡及されて適用にならないもんですから、いつまで経っても、そういう既存不適格のものが残るんですけど、それを仙台市の事業として、そういうものを直していくかというような施策を、仙台市として独自にやるかどうかで辺が、審議会としてどうかな、審議の中に上がるかな、くらいは思っています。

委員

審議会としてはやっぱり、仙台市固有の問題っていうのをですね、しっかりと踏まえていかなきゃいけませんし、あと、やっぱり世の中の動きというんですか、これは宅地に関しては本当に難しくってですね、それこそ、〇〇先生なんかも、いろんな意見をお持ちだろうと思いますし、発散するわけにもいきませんし。

ただ、〇〇先生がおっしゃったように、着実に世の中の動きっていうのを踏まえながら、この審議会の運営っていうのを考えていかないと、審議会をやっている意味が無くなるっていうのは当然、あり得るかなという気はするんですね。

ただし、審議会として与えられた役割を逸脱して、何か意見を述べるっていうのは、避けるべきかなというふうな気はするんですね。

ですから、われわれの方としては、さっき、〇〇先生おっしゃったようにですね、仙台市民が自分と、この宅地に対して、どの程度の安心感を持っているのかとかですね、技術的にできることは安心感じゃなくて、安全性の問題なんですけども、客観的なですね。

その辺、たぶん、残念ながらわれわれ、いま、技術屋として何も言えない状況になっているっていうふうですね。その辺のところについて、この審議会だけじゃなくて、仙台市全体としてどういうふう考えていったらいいのかというふうな、問題提起はあり得るかと思うんです。

その辺も、いろいろと複雑なものがあるんですね、絶対やるべきである、なんていうことを軽々に言うことはできない話ですね、その辺も議題といえますか、議題というよりも、たぶん最初のうちは話題のひとつとしてですね、進めていくようなこと考えていきたいと思います。

すいません、曖昧な言い方で申し訳ないんですけども。

委員 そういう見方で、皆さんがこの意識を持つというのが、わたくしは大事だと思えます。

 下から来る地震波の流れを考えると、一箇所でも悪いのがあったら、そこから壊れるのです。

 その先、いくら良いをつくっても駄目だということを念頭に置いておく必要があります。

委員 はい、ありがとうございます。

 それでは、報告事項を聞いてからの方が意見というか、確認したい事とかが出てくるかと思えますので、一旦、ここで議事は終了させていただいて、報告事項の方に移らせていただきたいと思います。

 報告事項の（１）「被災宅地の復旧状況について」ご報告をお願いいたします。

事務局 発災以来、当宅地保全審議会、そして技術専門委員会の中におきまして、大変重要なお議論をちょうだいしてまいりました。これまでも技術的助言でございますとか、対策の方向性につきまして、ご意見をちょうだいしたところでございます。本当にありがとうございます。

 頂戴いたしました、ご意見に基づきまして、わたくしどもの方で、ただいま滑動崩落の緊急対策事業、それから緑ヶ丘四丁目及び松森の陣ヶ原地区、2地区における防災集団移転促進事業とことで、鋭意進めさせていただいているところでございます。

 本日、お手元に配らせていただきました「被災宅地の復旧状況につきまして」のペーパー。同じ物を、あちらの方のスクリーンの方に映し出しながら、ご説明を差し上げたいと思えます。

事務局 それでは、お手元の資料1と、それからスクリーンの方で、被災宅地の復旧状況について、ご説明申し上げます。

 2ページ目でございますけれども、仙台市内に5,728の被災宅地を確認してございますけれども、これらの被災宅地につきまして、2つの事業スキームによりまして、復旧することといたしております。

 1つは、造成宅地滑動崩落緊急対策事業。それから、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業という、公共事業によりまして、仙台市が復旧していくと。

 それから、もう1つは、東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度によりまして、補助金を交付いたしまして、復旧を後押ししていくと。

この2つによりまして、現在、対応を行っているところでございます。

これまでの主な経過でございますけれども、平成24年の2月に当審議会から答申をちょうだいいたしておりまして、その中で被害の大きかった17地区につきましては、その後の調査、検討結果につきまして、改めて、ご報告を行うとされております。

昨年度、技術専門委員会の開催をお願いいたしまして、その中でのご検討を経たうえで、第33回の審議会、それから34回の宅地保全審議会の場におきまして、17地区のご報告をしてきたところでございます。

こちらは、宅地復旧事業のスケジュールと、それから進捗の状況でございます。

公共事業による復旧につきましては、169地区で行うことといたしておりまして、58件の工事を発注したところでございまして、すべての工事につきまして、契約を締結済みでございます。

10月末の時点での進捗でございますが、地区数でいきますと55地区におきまして、現地での本格的な工事を実施中という状況でございます。

工事の件数でいきますと58の工事のうち、35の工事の本格的な工事を実施中というところでございます。

なお、1地区1工事につきましては、すでに工事を完了いたしている状況でございます。

こちらの図面でございますけれども、公共事業の主力でございます、造成宅地滑動崩落緊急対策事業の位置をプロットした図でございます。

ちょっと、この図の中には表現されていませんけれども、仙台駅から5kmくらいの円の内側のあたりに、事業の実施個所が比較的多く分布している状況でございます。

昨年度ご報告申し上げました17地区のうち、本日は6地区につきまして、現在の進捗の状況をご紹介申し上げたいと思います。

この6ページ目の図でございますけれども、第9回の技術専門委員会でご説明申し上げた資料でございまして、折立五丁目地区の対策工の平面図でございます。この地区につきましては、固結工という地盤にセメントを攪拌して、固い物体を地中につくっていくという工法が、主な工法になってございまして、図でいきますと、紫色の着色の歯ブラシ状の表示が、その固結工の部分でございます。

こちらが断面図になりますけれども、この赤の斜線を記載した部分が固結工でございまして、こういった地盤改良の一つともいえるかと思っておりますけれども、セメントを注入した固い物質を何段階かつくってまいりまして、滑りに抵抗していくというような工法が採用されている地区でございます。

8 ページ目でございますが、折立五丁目地区の現在の状況、それから発災時の状況を示したものでございます。

写真1が、発災直後の写真でございます、ひな壇滑りが大きく生じてですね、道路側に滑って、宅地がくい込んでいるような状況が写っております。

写真2が、10月時点での工事の状況でございます、手前の道路の左側のあたりにつきましては、被災者擁壁などが撤去されまして、固結工が終了した状況の写真でございます。

写真3につきましては、地下水の排除を行うための暗渠管を埋設するための工事の状況でございます。

写真4が、固結工を施工している状況でございます、パワーブレンダーという重機によりまして、セメントミルクを土中に注入しながら、攪拌しているような状況の写真でございます。

なお、折立五丁目も含めまして、各地区におきましては、工事の契約締結後の現場条件を再度確認いたしますとともに、地下埋設物の位置の確認をあらためて現地で行いまして、適宜、設計変更を行いながら工事を進めている状況でございます。

こちらの地区におきましては、道路上で固結工を行う予定だった個所につきまして、既存の地下埋設物との離隔が確保できないといったことから、一部固結工ではなくて、鋼管杭の立て込みに変更したりしながら、工事を進めている状況でございます。

こちらが中山五丁目地区でございますけれども、こちらにつきましても対策工の主体は固結工になってございます。

こちらが断面図でございますけれども、先ほどの折立五丁目と同じような対策工になっておりまして、固結工によって、ひな壇部も含めまして、滑りを止めていく設計内容でございます。

11 ページ目が、写真でございますけれども、写真の5が、24年12月の状況でございます、写真の6が今年の10月の状況で、プレキャストの擁壁などが設置中の状況が写されてございます。

写真7が、パワーブレンダーで固結工を施工中の状況。

写真8が、鋼管杭を建て込んでいる状況でございます。

続きまして、南光台六丁目地区でございます。

こちらの地区は、盛土された造成地のり面が崩落した地区でございますけれども、その崩落の部分につきましてグラウンドアンカーを設置して押さえていくという工事でございます。

こちらが断面でございますが、赤が設置して構造物を造りこんでいく部分でございます、土中にアンカーを建て込んでいくというような工事になって

ございます。

こちらが、南光台六丁目の写真でございまして、写真9が今年の1月の状況でございます。

写真10が9月の状況でございまして、だいぶ工事が進んでいる状況をご確認いただけるかと思えます。

写真11それから12につきましては、グラウンドアンカー工を実施している状況でございます。

続きまして、西花苑地区でございます。

こちらにつきましても、盛土の造成地ののり面が崩落した地区でございまして、こちらが断面図になりますが、崩落した箇所の土を撤去しまして、逆Tの擁壁を設置し、再度、盛土部分を復旧していくというような工事でございます。

こちらが現場の状況でございまして、写真14が10月の状況でございますが、整地を進めている状況でございます。

写真16につきましても、のり面の下の方から写した写真でございまして、多くののり面の整形の状況をご確認できるかと存じます。

こちらが、恵和町地区におけます対策工の平面図でございまして、恵和町につきましても、家屋が残っている宅地が多いということと、たいへん狭隘で施工スペースが限られていることがございまして、固結工ではなく鋼管杭工ですとか、あるいは、網状鉄筋挿入工で抑止対策を実施している箇所でございます。

こちらが断面ですが、上三段は鋼管杭工で、一番下が網状鉄筋の設計になってございます。

こちらが現地状況でございまして、写真18が足場を組んだ状況でございます。

それから、写真19が網状鉄筋挿入のためのマシーンでございまして、写真20が網状鉄筋挿入工を行っている状況でございます。

青山一丁目地区につきましても、固結工、それから鋼管杭、網状鉄筋、さまざまな工種が使われている地区でございます。

断面上も、さまざまな工種をご確認できるかと存じます。

これが現地状況でございますけれども、写真21と22につきましては、宅地の、その個別に被災した石積みについて復旧している状況でございます。

写真23、24につきましては、鋼管杭を建て込んでいる状況でございます。次に、防災集団移転促進事業の進捗でございますけれども、西部丘陵地におきます、防災集団移転促進事業につきましては、2地区を実施中でござい

す。

ひとつが緑ヶ丘四丁目でございますが、こちらにつきましては、移転元の宅地の買取りが約半分まで終了してきた状況でございます。並行して新しい建築物を建てる際のローンの利子補給ですとか、それから、引越しの費用などを助成している状況でございます。

もうひとつの地区が、松森陣ヶ原地区でございますが、こちらにつきましては、現地の測量が終わりまして、面積の確定まで進んだ状況でございます。現在、買取り価格の調査ですとかを進めておりまして、年明けからは、買取りの事務に入っていきたいというふうに考えてございます。

緑ヶ丘四丁目につきましては、来年4月の鹿野の復興公営住宅の入居開始をにらみながら、進めてまいりたいと考えてございますし、陣ヶ原につきましては、年度内を目標に買取りを進めていきたいというふうに考えてございます。

こちらが防集事業の位置図でございますが、上の赤い丸で囲んだ地区が陣ヶ原地区でございます。

下の楕円が、緑ヶ丘四丁目地区でございます。

こちらが緑ヶ丘四丁目の防集事業の区域でございます。約2.2ヘクタールの区域でございます。

こちらが陣ヶ原地区の区域でございます。こちらは約0.3ヘクタールの地区でございます。

次に滑動崩落防止施設の保全に関する条例について、ご紹介申し上げます。今年の6月に、施設の保全に関する条例につきまして、議会でご議決をちょうだいいたしまして、この条例を制定したところでございますが、面的な抑止施設につきましては、一部民有地内に設置することとなってございまして、その後の建築行為などによって撤去されまじたり、あるいは、損壊されないように、保全を図っていく必要がございます。

このため、この条例を制定いたしまして、抑止施設の直上での建築行為などにつきましては、あらかじめ届出をお出しいただき、必要に応じて市から指導や助言をさせていただくというような条例でございます。

最後でございますけれども、設置されました抑止施設、抑制施設の維持管理に関するマニュアルの検討を、現在、実施いたしております。現時点での検討の方向性でございますが、抑止杭、アンカーなどの施設につきましては、目視を中心とした定期点検。

それから一定規模以上の地震発生後の点検を中心に、行っていく方向で検討を進めているところでございます。

また、暗渠排水施設につきましては、定期的に洗浄を行いまして、機能の劣

化を防止していく方向で、現在、具体的な検討を進めているところでございます。

公共事業につきましては、平成25年度内の復旧を目指してきたところではございますけれども、入札の不調、不落などもございまして、一部、平成26年度に完了がずれ込むものも出てくるものと考えておりますけれども、資材不足など、厳しい工事環境ということもございしますが、受注業者の皆さまとも協力し合いながら、一日も早いお住まいの再建を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

説明は、以上でございます。

委員

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様の方から何かご質問等ございますでしょうか。

はい、〇〇先生、お願いします。

委員

最後にちょっとお話しされた、第6番目の「造成宅地の滑動崩落防止施設の保全に関する条例の概要」なんですけれども、例えば、実際、今回の形で何か施工をして、それを残しますよってというのは、書類上残るわけですよ。それに関して新しく買う人とか、それがそこ持っている人はそれを壊さないようにして下さいという条例ですよ、いわば。

ひとつあるのは、その宅地ですね、いままでの履歴とかですね、そういう被災した履歴とか、そういったものはですね、どこかで閲覧できるのか、もしくはそれは無いのか、できないのか。

というのは何故かという、やはり、これ個人の所有の宅地ですよ、基本的には。それを転売するとかの時に、こういう条例では市がやったことに関しては残っているけど、それ以外の履歴っていうのはちゃんと見れるのか、もしくは、何か、その市にそういうのは残っているのか、残ってないのか、何かその辺がちょっと曖昧じゃないかなと、ふと思ったんですが。

いかがでしょうか。

委員

そうですね。次の(2)の「宅地造成履歴等情報マップ」この辺とも関連してくるんで、どうでしょうか。

いまの報告に限定したものがあれば、ご質問、ご意見を受けたいと思うんですけれども。

はい、〇〇先生、お願いします。

ちょっと簡単にお問い合わせというか、確認なのですが。

委員 崩落事業の方の写真がたくさんあがっていますが、実は同じ10月ごろ、わたし、青葉区の高野原を見させていただきました。
あそこも、非常に綺麗に出来上がっていますので、できればそういう所も加えたらもっと説得力あるし、進行状況もすばらしく進んでいると、こう思っただんですが、何か、外した理由かなんかあるんでしょうか。

事務局 今回の資料の取りまとめにあたりましては、せっかくですので、その工事の進捗が見えやすい地区を選んだつもりでございますけれども、高野原地区を意図的に外したということではございませんので、今後の進捗の状況も記録しながら、今後、わたくしどもの事業の成果を市民の皆様、それから国民の皆様へ発表させていただく際にも、是非、高野原地区の状況も含めまして、積極的に発信してまいりたいというふうに考えております。

委員 はい。

委員 公共による宅地復旧と、助成金制度による宅地復旧ですね。
これは、この公共による宅地復旧について制度ができた当初ですね、この市議会において、当局は約8割を公共によって復旧しますと。
残りは、助成金制度によって支援をいたしますというふうに、たしか言っていたと。あるいは8割、いや7割、3割だったかもしれませんが。
それが、きょうの説明ではですね、逆転しまして、公共による復旧は44パーセント、助成金による復旧が宅地の割合で56パーセントと数字が逆転しているんですね。
これ、宅地保全審議会で、そういう説明をしてきたわけですから、きょうは違う結果になっているということは、どうしてこのようになったのかという説明は当然、されるべきだと思うんですけども、いかがですか。

事務局 はい。助成金制度につきましては、昨年1月から受付を始めまして、現在、申請数が630数件くらいまで伸びてきているところでございますけれども、助成の前提といたしまして、被災宅地の判定をお受けいただいて、黄色判定、赤判定と認められる宅地について助成するという条件としてまいったところでございます。
助成金制度の申請受付を開始する前の時点での被災宅地数が、全体で4,031という数でございます、その段階では公共事業で8割対応できるものというふうに見込んでおったところでございますけれども、助成金制度の申請受付を開始したあと、被災宅地の判定の申込みが急増いたしまして、その

中で被災宅地数全体が伸びてきて、現在の5,700に達した状況でございます。

助成金制度を始めたあとに、その判定を受付けた宅地が、圧倒的に公共事業の実施する区域の外で確認された宅地が、たいへん多かったというようなことがございまして、結果的には、従前は8割で公共事業を想定しておったところでございますけれども、最終的には44パーセントという数になったという状況でございます。

委員

パーセントで聞いたから、ちょっとそういう説明になったのかもしれませんが、公共による復旧がですね、2,521宅地という数字、いま出ていますね。これは当初に比べてどうなんですか。

だから、その割合だけじゃなくて、宅地の数でいって、どうなったんだというふうな説明も、しかるべきじゃないでしょうかね。

事務局

当初、被災宅地数の合計が、4,031の頃の、その公共事業で復旧する8割に相当する被災宅地数は、約3,200でございました。

造成宅地滑動崩落緊急対策事業の実施のための、現地での調査等を進めていった結果、さまざま検討を進めていったんですけれども、最終的には、滑りが発生する恐れがないというふうな結果になった地区が、79地区確認されてございます。

その79地区につきましては、滑りが発生してございませんので、造成宅地滑動崩落緊急対策事業を行わないこととしたものでございますけれども、そういった影響もございまして、公共事業で対応する被災宅地数が3,200から、現在の2,500くらいまで減少してございます。

委員

たぶんに、前8割方は国のお金っていうふうなこと言った以上は、その辺の変遷というのを、しっかりとした資料で見せてほしい、見せるべきではないかっていうのが、たぶん、〇〇委員のお話だと思いますね。

いまのお話を聞いて、そういった変遷とかですね、精査をかけてみたら、ちょっと該当しなかったというふうな理由で、決して数字のトリックを扱っているわけじゃなくて、きちっとやった結果が、最終結果がこれだっていうことですよ。

だから前の報告は、ある程度概算っていうか、見積もりでいって、8割方は国の事業が当てはまるだろうと言っていたけれども、しっかりとやってみたら、最終的にはこういう数字に落ち着いたってふうなことですね。

委員

独自支援、助成金制度による宅地復旧。件数が増えたってということなんですけども、実際のところは638件しか申請が出されてないということですよ。3,207宅地が該当するんですけども、638宅地しか申請がされてない。

いわゆる、そういう現実があるというのは、何らかの要因があるわけですよ。そのことも、きちり説明しておかなければならないんだと思うんですけども。

ちょっとすみません。簡単に言いますと、津波被災地域についてはですね、仙台市で独自支援制度ということで、一軒当たり100万円ずつ補助することになったわけですよ。

一方で、この宅地被災についてはですね、独自支援をとというような、いろいろな要望がなされているんですけども何ら支援制度はつくらないと。

当初の独自支援という枠組みだけでいって、更なる独自支援については何ら設けてないんですが、そういう中であってですね、実際は3,207の内ね、たった638しか申請が出されてないってというのは、やはり、何らかのその要因があるわけですよ。

これも、やはりきちり説明がなされるべく、しかるべきだと思うんですけどもいかがですか。

事務局

はい、わたくしども3,207の、その公共事業の復旧対象外の被災宅地につきまして、まだ助成金の申請をされてない方を対象に、現地での復旧がなされているかどうかという調査と、それから、なぜ復旧されていないかっていうアンケート調査を、この8月から実施してきたところでございます。その結果を見ますと、助成金制度を使わずに、自力で復旧された方が一定程度いらっしゃったということと、あと、復旧されてない方の復旧されてない理由につきましては、どういうふうに進めていったらいいか分からないといった理由ですとか、あるいは、どれくらい費用が掛かるのか把握できていなくて不安があるとか、そういったご事情があるということが分かってまいりました。

わたくしどもも、せつかくの助成金制度でございますので、これからも積極的に使っていただきたいというふうに考えてございまして、まだ復旧されていない方々につきましては、全員の皆さんにダイレクトメールを、改めてお送りいたしまして、制度の周知ですとか、あるいは進め方につきましても、新たにリーフレットづくりまして、そういったものを送って、改めて復旧についての関心を高めていただいて、申請数が増えるように、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員

いまの説明です、どうやって復旧したらいいか分かんないっていう方も、どのくらいいるか分かんないが、いらっしゃると。公共によって復旧する。あるいは、その補助金を活用して復旧する人がいる一方です、どうやって復旧したらいいか分からない方々は現実において、それが放置されているという現状があるわけですよ。仙台市全体として、やはりそういう宅地についても、やはり、復旧していかなくちゃならないと思う。いろんな意味です。そういう意味で、この審議会の役割も何らかの役割があるんじゃないかなとわたしは思っておるんですが、きょうは、その問題提起だけにさせていただいて、発言を終わりたいと思います。

委員

あの、なんていうんですか、かなりあれですよ。難しくって、個人個人の事情が色濃く反映されて。いつも、わたし疑問に思うんですけどね、行政がやれることって何だろうかというんです、住民の平均的なものに関しては、たぶん行政でやれるんですけど、個々人の事情とかがあっていうのに踏み込むとですね、行政は途端に動けなくなるって。これは、宿命みたいなものですね、一人一人の要望に応えたいというのは当然、行政マンとして当然なんです、たぶんにはできるのは、平均的なものに対して支援するとか、そういったことは行政はできるんですが、個々人の特徴です、事情があって、いやあ、実は同じ問題なんだけど、うちは埼玉に息子がいるから、いつ行ってもいいんだとかですね、その辺の事情になってくると全然違ってですね、あの、いつも悩むんです。どこまで行政って対処すべきなのだろうって。本当に対処していいのだろうかまで、疑問に思うようなところがあってですね、なんか、その辺で、震災が起こって考えるんじゃなくて、普通の時から、しっかりと、どこまで行政は対処すべきだなんてのをやっておかないとですね、これは、ちょっといかなって。そういった面でもですね、これだけ大きな被害を受けた仙台市が、そういったことに関して、何らかの記録を残すというのはですね、非常に大事じゃないかなって気はするんですね。行政ができること、できないこと、その辺をですね、やっぱり、できれば震災前とか被災前にですね、しっかりと、線引きってわけじゃないんですけど、ある程度のものは住民の方に見せておくという、そこまでのことが必要かなって気はするんですね。

こうやって発災してしまいますと、何でもかんでも行政に、言葉が悪いんですけれど、おねだりしちゃおうっていうふうな動きも当然出てですね、それに応えていたら、もう行政は完全に財政パンクしますし、なんかその辺、たぶん、こういったところが適当なのか、それこそ市議会が適当なのかですね、よく分かんないんですけども。どっかで真剣に、詰めておかなきゃいけないなって気はします。

委員 ということでよろしいですか。はい。
じゃ、局長お願いします。

事務局 先ほど、〇〇委員からお話もいただきました。
いま、会長の方からもお話いただきました。ありがとうございます。
わたくしどもの方として、先ほど〇〇委員がおっしゃっていた、どうやっていいか分からないという方もいらっしゃるということが分かりまして、今度お出ししようというダイレクトメールの中でですね、まず、分かりやすく、こんな事をしていただきたい。
それから、中には工事業者さんも選べないというお話もございまして、その辺の情報も併せて、丁寧なご説明ができる中身でお送りしたいと思ってございますし、中に高齢者の方で、まさに自分がどのような動きをしたらいいか分からないという方々なども、いらっしゃるということも分かりましたので、そこにつきましては、これまで以上にですね、相談をさせていただく。
それから、場合によりましては、お声掛けいただければ、わたくしどもの方から直接お邪魔をいたしまして、いろいろとご相談に応じるということもしていきたいと思ってございます。
また、〇〇委員おっしゃった、さまざまな記録ということにつきましても、われわれとしても、いま、まさに、一生懸命施工するといいましょうか、工事を進めることに一生懸命になっておりますけども、それと併せてですね、その、記録の在り方、今後の発信の仕方ということも、同時に検討していきたいと思ってございます。

委員 簡単な質問と、それからお願いなんですけども、最後のところなんですけど、あの、せっかくつくった物ですから、やっぱり定期的な維持管理、点検というのがどうしても必要だと思うんですけども、定期的って、どのくらいの定期的に行われるのでしょうか。
それから、地震の時も速やかに点検するっていうんですけども、その定期的なのは、目視を中心とするものだっていうことですよ。

地震の時も、同じように目視を中心とするものなのでしょうか。
それからお願いっていうのは、その内容にも勿論よりまずけれども、定期的な点検というのは、こういうものっていうのは、長いこと何にも無かったりしたりするものですよね。
その間に、長い目で見ると変化っていうのは、なかなか分かりにくいのがあるから、何ていうんですかね、重点的な点検。
例えば10年おきとか。そういった、どういうスパンでやるかは分かりませんが、そういうことがこれからは必要になるんじゃないかな。
いままでは、本当に、単純に定期点検だったかもしれないけれども、これからはそういう重点、ときどき不定期でもいいし、なんか定期でもいいし、重点点検というのが必要じゃないかと思うので、そこをぜひ、お願いしたいなと思います。

事務局

まず、最初のご質問の、点検の頻度につきましてでございますが、わたくしども、あまり経験のない施設の維持管理になるものですので、近隣の県から情報をちょうだいいたしまして、現在、検討を進めているところでございますけれども、近隣の県さんの頻度をみますと、数年程度に1回といった点検頻度になってございますので、そういった数字を参考に、いま検討しているところでございます。

地震時においても、目視の点検かというご質問でございますけれども、まずは目視での確認を行うと。

その目視によって、例えば、顕著の変状があったりというようなことが確認された場合には、いったん掘り起こして、さらに詳細な点検確認作業をするなど、まず、ちょっとステップを上げてですね、対応しようと思っておりますけれども、まずは目視で異常がないかを、まず確認していきたいというふうに考えてございます。

それから、重点的な点検につきましても、おっしゃられるとおりかというふうに考えてございまして、節目節目で、人間ドックじゃないですけども、その節目節目で点検に加えた、さまざまな点検もですね、必要あるかどうか、そういったことも含めまして、各県の情報を集めながら、いま検討しているところでございます。

委員

まだ、他にもあろうかと思っておりますけれども、先に進みましてですね、報告事項の(2)ということで、「宅地造成履歴等情報マップについて」ということで、事務局の方からご報告、お願いいたします。

事務局

わたしからは、資料2「仙台市宅地造成履歴等情報マップ」の件でご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料は、本年の4月30日に、市長記者発表で出させていただいたものでございます。

このマップに関しましては、震災後、市民の方から自分の家は盛土なのか切土なのか、いつ頃造成されて、昔の地形はどうだったのか。

そういうようなお問い合わせを、たくさんいただきました。

そういう要望にお応えしまして、仙台市が所有している、いろいろな都市計画図からはじめ、地形図、そういうものを比較、調整しまして、4つの種類のマップを作成しました。

まず、最初が「切土・盛土図」。

1枚開いていただいて、カラーの表になりますけれども、これはちょうど八木山のですね、緑ヶ丘とか八木山本町とか、八木山南団地が入っているところの部分でございます。

これは、1958年から68年頃に作成されました、その時の地形図と震災直前の地形図を重ね合わせまして、その高さの変更状況を見まして、下がってれば切土、上がってれば盛土というようなものを作成したものでございます。

それを深さ、高さに、その高さに応じて色のトーンを変えさせていただいて、作成しております。

盛土に関しては赤系、切土に関しては青系で、これは国土地理院の資料と合わせて作成しているものです。

青だから安全、赤だから危険というものではないっていうのは、あとで、もう一度、説明させていただきたいと思います。

それと、そのベースになっております、一覧表の4番目のですね、旧地形図。ここに書いてございますが、昔の地形図を示したもので、旧都市計画図（昭和33～43年）と、一部は米軍の航空写真を組み合わせています。というのが、うしろに白黒についてございます。

これはもう、その当時の地形図なんですけれども、すでに、その時点でも団地になっていたり、造成されているところに関しましては、さらにさかのぼって、終戦当時の米軍の航空写真をはめ込んで、その時の高さを表して、震災直前の図面と比較した、ベースになる旧地形図でございます。

市民の方も閲覧に来ていただいて、過去のこういう地形だったのかとか、非常に関心を示していただいた図面でもございます。

これに関しましては、つぎはぎに見えていますが、写真もかなり、標高を正確に出せるということと、アメリカの写真の技術が正確だったということ

で、非常に正確にデータが出ているということでございます。

1枚目に戻っていただきまして、その次にですね「造成年代図」。

カラーの裏面になります。造成年代図ですね。

これも、同じ場所で色分けされていまして、ちょっとオレンジから赤とか赤の濃いのか見づらくて、〇〇委員からもご指摘いただいたんで、申し訳ございません。

これはいつ造成されたか、あと資料がですね、そのベースとなるものが仙台市の開発の登録簿とか、仙台市の区画整理、民間の区画整理、あと、仙台市が自らやった鶴ヶ谷とか茂庭台のような公的資料のものが、上の右斜線のハッチになっておりまして、参考と書いてあります右側の凡例の参考と書いてあるものが、民間調査機関が過去からデータベース化したものをいただきまして、併せて載せているもので、やはり年代によって、その当時の宅地造成の基準とか、あと、開発における基準が建築基準法と同じように、いろいろな震災を受けて強化されている。

そういうこともありまして、その年代を知るということも、ひとつ自分の宅地の履歴に関して知る、状態に関して知る、大きな要素といえると思います。それと併せて、重ねて書いてあるので申し訳ございませんが、先ほどの1枚目の赤でオレンジから黄色、オレンジ、赤で塗らしていただいた盛土の部分を、この2ページ目のオレンジ色で重ねて書いてございます。

年代と、ここが盛土に当たるというところで書かせていただいております。

3枚目に移りまして、「土砂災害危険箇所図」。

これは、国の土砂三法の砂防法、地すべり防止法、急傾斜地法における危険箇所ですね。

ハッチをかけて右に凡例がございますけれども、プロットしたものでございまして、先ほどと同じく、オレンジ色の物に関しましては、先ほどの盛土の部分の位置を示しております。

すべてに共通なんですけれども、右上の索引図ってございますけれども、このように分割して、おのおの資料がA1判と、お手元のA3判で見たり入手することができます。

併せて、インターネットで見いただけますと、かなり細かいところまで拡大できるんですけれども、やはり誤差がございまして、すっかりその宅地にピッタリ合うものではないということで、いらした方とか、お問い合わせいただいている方々にもお話ししていますので、地域とか全体として自分のお住まいのエリアの状況を知っていただく、ということでお話しさせていただいたり、広報させていただいております。

それと併せて、これはあくまでも一部の情報、切土・盛土なのかとか、そう

いうところでございまして、地盤の危険性は地下水とか土質、先生方が当然、ご専門なんで、お恥ずかしい話なんですけど、土質とか地形、すべて、そういうものが複雑に絡み合っ、危険性が増すということですので、そういうところも注意して、ご覧になっていただければということで、併せて説明しております。

それで、1枚目の裏面になりますけれども、公表して一か月くらいの状況で公開後の反響ということで、書かしていただい、公表後、やはり一か月くらいはですね、毎日のように開発調整課において、説明を聞いていただいたり、インターネットとか販売も、かなりしているような状況になっております。

それで、感想として「状況が知れてよかった」「過去の地形が分かってよかった」「盛土だから不安だ」というお話はほとんど無くてですね、まず盛土なのか切土なのかが分かったとか、そういうお言葉をたくさんいただきまして、非常にやはり大切な情報であるものと認識しました。

これらに関しましては、業界にもですね、講習会などにお邪魔しまして、見方とか説明の仕方とか、そういうことに関しましては業界さんにお話をさせてい、そういう販売のところからのお客様への説明なんかにも、正確に使っていただくようお願いをしております。

あと、これに関しましては将来的には重要事項説明にならないか、ということで、国にも要望は出しておりますけど、まだそちらの方は決定されてないというところで、情報はいただい、

あと併せてですね、先ほどご質問のありました被災宅地の、その情報に関しましては、大変申し訳ありませんが復興事業局で整理して、第二回定例会で〇〇先生からもご質問がありまして、その公開の件に関しましては復興事業局さんで整理されておりますので、その点は復興事業局からお答えしたいと思います。資料2に関しましては、以上でございます。

委員

はい、ありがとうございます。

何か、事務局の方から補足説明ありますか。

事務局

いまの件でござい、復興事業局の中での検討状況といたしましては、先ほどの施設保全条例の中で、滑動崩落緊急対策事業を行った事業の区域につきましては、広くお示ししていく予定でございます。

事業区域は、すなわち面的に比較的大きな被害があった地区でございますので、そういう手法としても認識していただいているのかなというふうには考えてございます。

さらに細かく被害状況を公表するということにつきましては、例えば、一軒一軒のお宅の被害があった、ない、というようなことが分かるようなレベルでの公表につきましては、そういった資産をお持ちの方のお気持ちもあろうかと思しますので、慎重に検討する必要があるものというふうに考えてございます。

委員 はい、ありがとうございます。
以上の説明につきまして、何か委員の皆さまの方から。

委員 先ほどの5, 728箇所の具体的な位置は、こちらの図に重ね合わせて関係づけられているのか。

委員 それは、ついてないですね。

委員 ついてないのが現状ですか。

委員 現時点では、たぶん、そういったデータをつくるのは非常に難しいかと思えます。
はい、〇〇委員、お願いします。

委員 先ほどの説明で、大体分かったんですけども。
ひとつは、例えば復旧工事をしたという事実があります。
復旧工事をする前に、どういう形であったかという事実も必要じゃないかということが、僕のいまちょっとお話をした内容なんですね。
すなわち、こういう形であったからこういう復旧をして、非常に安全性を高めて宅地として保全できますよと。
ですから、その復旧したあとの状況とか復旧した状況は、ひとつのデータとしては非常にありがたいんですけども、もうひとつは復旧前の状況もですね、何らかの形で市民の方に提供されるべきじゃないかなというのがひとつ思ったんですけども。
これ、なかなか難しい話は分かります。

委員 いや、難しいと思います。
先ほども言いましたけれども、どこまで行政がやらなきゃいけないのかっていうのも問題もあってですね…。

委員 それで個々の宅地というのは非常に難しいんですが。
例えば、われわれ審議会でやった、この資料のデータがありますよね、これはホームページ上で公開されていますよね。
その程度ということなんですけどね。亀裂の状態がどうかとか、なかなか難しいんでしょうか。あの、まあ、ひとつそれ…。

委員 その辺については、課長の方で答えられます。
要するに、今回の復旧・復興で調査したものについてですね、どの程度の公開っていうか、そういったこと考えているかっていうふうな。
まず、ひとつの質問はそれだと思うんですけども。

事務局 はい、現状でございますけれども、それぞれの、その被害が発生した地区における説明会の場におきましては、当事者である市民の皆さまに、もちろん説明会の資料などとして、ご説明はいたしているところでございます。
そういったものを、例えば研究者の皆さまが研究材料としてお使いになられたいとか、そういうニーズがあるのであれば、わたくしどももその手続きを経たうえで、ご提供しているところでございますので、広くご活用いただければというふうには思いますけれども。
あまり一般の市民の皆さんが、たとえばホームページとかで手軽に入手できるような状況にしてまで、公表する必要があるのかっていうところになりますと、やはり、そこは慎重に検討していかなければならないことかなというふうに考えてございます。

委員 それは、非常に分かります。
わたしもそういうふうには思いますけれども、例えば、いま現在住んでおられる方に関しては、そういう情報は当然持つておられるっていうか、土地の地権者にしても何にしても、知る権利はあると思うんですが。
じゃ、それを例えば転売したときに、その情報が消えてしまうと、買った人がそういう問題で不利益を被ったり、将来的にそういう情報は、なぜ無いんだっていう話になるということがないだろうか、それがひとつなんです。ね。わたしが感じているのはね。
それからもうひとつ。それは、だから今後どうするかっていうことに関しては、いま、ここでどうのこうのっていうことでなくて、ただ、そういうふうには、いままでの不動産の売買からすると転売した時に前の情報がほとんど消えて転売されるという、その状況があったとするならば、それはやはり、ちょっと問題があるんじゃないかと。

だから、その部分をどのくらい、その市がサービスとして出すのか、もしくは、その市の市役所に行ったら、その台帳があって、それは閲覧できるとかですね、それは先ほど言ったように、住民の方は、そこにいま持っている土地の方は見られたわけです。

しかし、次の人がそういうのを見られるかとかですね。

何もそのホームページ上で不特定多数の人にする必要は無くって、その土地を買う、もしくは買った人がそれを見られるようなという、そういう意味なんですね。僕がひとつ言いたいのは。

それから二つ目なんですけども、先ほど〇〇委員の方からお話があった抑止、その維持管理の問題なんですけどね、この維持管理に関しては市に任せるっていうのは非常に問題があると思うんですね。

例えばその地域にある植生にしても、下水の側溝にしても、その住民の人が、それを常に維持管理をするということで、行政コストをできるだけ抑えることもできるし、なおかつ目詰まりとかいろいろ問題も早期に解決することができる。

そうすると、こういう維持管理の問題もできるだけその市民の方が、市は一時的にお金を出すことができたけど、未来永劫これに対して、じゃあ本当に出していくべきものなのかどうか。

最低限のことは出さなきゃならないけれども、そこにあるそういう対策に関しては、市民もそれに参加してやれるような体制が上手くつくれないだろうか。

そうすると、やっぱり行政コストはかなり抑えられるし、市民もそれに対して関心を常に持つので、いい方向で保全できるんじゃないかなというふうに思いました。

委員

多分に、市の方もそういった共助への公的な支援とかですね、地区の人々と一緒に、団地とか土地を守っていくっていう方向性というのは、あり得ると思うんですけれども。

今回は行政としてできることは、こういうことなんですっていうふうなお話だったと思うんですけれども、その辺については、やはり一緒になってやっていくっていうふうなことは、局長でも部長でも、どっちでもいいんですけども。お願いします。

事務局

〇〇先生おっしゃるようになりますね、いわゆる自分たちの生活は、自分たちが主体で守っていく。そういった考え方というのは、やはり大切だなというふうには、わたしどもも思っています。

最初はですね、たとえば自治会みたいなところと、一定の契約なんかもですね、実はいろいろ考えてはいたところなんですけれども、なかなかそこまでですね、熟度が上がるような状況に実際には無いというところがあってですね、今回は従来どおりですね、まずは、われわれが主体でやるということで整理はしておりますけれども、できればですね、今後はそういったタウンマネージメントではないですけれども、そういった、その住民の方々も参加をしていくと、そういったことでですね、いろいろ住民の皆さんといろんな話ができればな、というふうには思っておるところでございます。

委員 じゃ、〇〇委員。はい。

委員 いま、住民の参加って本当に大事なことで、参加っていうか、住民が主体的に街を自分のものだと思うってことはすごく大事だと思うので、そういうやり方として、この地図のもうひとつ欲しいのがですね、やっぱり、いま、何か建物を建てて設計しようとする時にどうしても地盤調査をしたくなりますね。こういう状況ですから。

そういうのは、当り前になってきているので、そのデータをですね、データマップっていうのを、やはりつくっていくべきだと思うんですね。

そのデータ。いま、その点があんまり無いかも分からないけれども、やっぱり、今後ずっと続けていくことによってその蓄積というのが、やっぱり大きな力が出てくるんじゃないかと思うんですね。

そのデータが自分の土地じゃなくても、例えば、隣の土地にそういうデータがあるっていうと、ある程度の設計の目安になりますし、過去こういうことがあったっていうのも、もちろん大事ですけども、いま、どういうふうな状況になっているか。その地盤がですね。それってとっても知りたいことですね。

だから、そういうような地盤調査のデータマップ。何か、分かんない、呼び方、分かりませんか。

委員 あの、いまですね、その辺は一生懸命考えてですね、わたしは学会の営業担当なものですから、仙台市、お金出してくれたら地盤工学会トークショーでやるよ、みたいな話しをしているんですけども。

委員 それでね、市民参加だと思ったのは、それを、例えば何かビルも含めて確認申請をする時に、それをデジタルデータで提出するっていうことが、わたくしは市民参加になるんじゃないかなと思うんですね。

委員 その辺ですと、〇〇先生が詳しく押さえられているはずなんですけども。
何か、〇〇委員に対するコメントございますか。

委員 なかなか進まないんですけど、前々から震災の前からそういうこと言って、
いろいろ県とか市にお願いしていたんですけど、少しずつ震災のあと動きつ
つあります。
結局こういう情報っていうのは、先ほど言ったような個人の情報ではなく
て、もう、やっぱり社会的な情報や財産だっという認識が震災以降は圧倒的
に、皆さんそういうふうに認識されていまして、ですから、こういう情報は
やっぱり社会的な情報なので、個人の不動産価値が下がるとか下がらないと
かいう話と別次元の話っていうふうに、皆さんだんだん分かってきたんじゃない
かと思っています。

委員 たぶんそういった情報、できる限り有効利用していくように。仙台市も宮城
県も他の自治体さんもですね、ある程度理解は示していただけるんですけども、
なかなかデータの出どころがひとつじゃなくって、どの県でも、部内
ですね、敷居が高くてですね、なかなかデータが集まらないとか、いろん
な諸事情があってですね、その辺のところなかなかデータ集まってきてい
ないっていうところがあるんですが、精一杯、その辺のデータを集めてです
ね、できる限り客観的なデータを提供できるようなですね、システム構築と
いうのは学会の方でも考えていきたいですし、たぶん、自治体の方もそうい
った努力は、今後しなきゃいけない状況にはなっているんだろうなと思いま
す。
他に、何か。
はい。〇〇委員、お願いします。

委員 〇〇先生がおっしゃったね、最初の方の被害データの公開ですか、たぶん〇
〇先生がおっしゃったレベルでいいので、何とか実現していただきたいなと
思うんですが。
というのはね、例えばこれ、わたしの例なんですけども、僕たちの書いた学
会ですね、被害があるといろんな人が調査に行って、その被害報告をつく
ったやつ全部、学会でリンクしてくれるんですね。僕たちのはリンクしてく
れなかったんですよ。
なぜかっていうと、一軒一軒のきちっと被害が分かるような格好で書くと
ね、これはもう個人情報なので止めてくれてと言われて、僕は学会に「それ、

学会っていうのは役に立たない情報しか出さないのか」というふうに、文句を言ったことがあるんですけども。

ということで、その個人情報という枠組みでですね、何かそういう細かいのを出すと、制約が来るようになっているんですね。

学会レベルでそんな話なので、これでもしも仙台市さんが出さないって話をすると、集めた情報がどっかに消えてしまって、もう残らないんですよ。ですから、さっき〇〇先生おっしゃるように、本当に要る人が要るようなレベルで申請すれば、見れるレベルでも構わないんで、とにかく資料として残していただくような努力をしていただきたいと思いますなと思っておりますけれども。

事務局

はい、冒頭からですね、記録というふうなこと。

あるいは、どうやって今回のもので、われわれの復旧の成果を、他の皆さんにも活用していただくかということですね、そういうところも大事な使命をわれわれは担っている。

まさに、そこは我々もそのように考えていまして、具体的な話がいま出ていまして、例えば今回の滑動崩落の設計の考え方っていうものを、どのようにこの発信をしたらいいか。

あるいは、今回のその調査データをどのように発信したらいいかとか、そこにはどうしても個人の不利益といいますか、どうしてもそこところがちょっと引っかかっているのかなというふうに、わたしは思っています。

一歩出したいんだけど、やっぱり出せない。

まさに、〇〇先生おっしゃったような話がありまして、ちょっと我々もですね、そこについては少し検討させていただきたいなというふうに思います。例えばこういったものを、学会と、あと、我々事業をやっている自治体がある。

もしかすれば、国の皆さんにもそういった予算的なものを、ご支援をいただくということとか、そういった、いろんな関係者でですね、いろんな話をしていくのも大事なのかなというふうに、わたくしどもは思っておりますので、今後とも、いろんなお話し合いをさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

委員

この住民視線で見たときに、このスケールのマップっていうのが非常に大事で、本当に公開されると本当に涙出るくらい嬉しい。

なぜかっていうと、わたし文部科学省の地震調査推進本部の、こういう国のマップの共振動の委員会も、まさに、委員でいま何のために日本地図書いてマップ公開しているのっていうときに、皆さん住民視点で見るとピンチアウ

トして、このスケールまで見たいんですよ。
そうするとね、真っ白みんな同じになるような、この何のためにつくっているの。だから公開するものっていうのは、何のためにこういう地図を描いているのかっていうのを、出す方も意識していかなきゃいけない。
それを上手く利用されればいいんですけども、まずいことが起こらないかということも含めて、何のためにとこのことを考慮しておく必要がある。
それと、上位に県のマップ、国のマップというのがあるんだって。
その辺の連続性を、予算も国からならば、その辺、考える必要あるんじゃないかということで、わたし、文科省の、このマップ関連の委員として本当にこれ嬉しいです。
これを繋げてね、議論していくっていうのは大事なんでないでしょうかと思います。

委員

はい、たぶん上下関係もありますし、広さっていうか広域的なものもありますし、なかなか難しいんですけども、復旧・復興についても、やっぱり、今回、これだけの被害を受けて、独自のやり方で進めてきて、宅地防災マニュアルを読んだって、実際には何もできないわけです。
ですから、それを仙台市としての解釈しながら、対策事業とか決めてきましたし、たぶん今回、わたしは一番有効だと思うんですけど、固結工法とか、今まで、あまり取り入れられてなかった工法で、かなり安全にできているはずなんです。ね。
その検証というのは、次の大きな地震が来ないと誰もできないんですけども、間違いなく安全性が高まって行って、一応、何ていうんでしょうか、その辺では仙台方式と言えるようなものが出来たのではないかって。
これからは、それをアピールしなきゃいけないんですが、同時に後始末の方もですね、情報提供ですとか、そういったものについてもですね、やっぱり将来、仙台市さんが、初めてこういったことやってくれたって言ってもらえるような、そういったものを何か残したいなっていうか、それが残せれば、たぶんに大きな援助を得たっていう、それに対する十分な返礼になるんじゃないかなって気はするんですね。
それができれば、たぶん、これから間違いなく大きな被災を受ける都市に対しても、仙台市としての役割を果たせるんじゃないかっていう気がするんですね。
ただ、方向性はそれでいいとして、実際にそれを残すっていうのは非常に大変なんです。ね。
行政の方も、もちろんですし、われわれも委員の立場として、できる限り、

そういった仙台市の方向性を支援するような動きっていうのができればと思います。

勝手に、閉めるような話をさせてもらいましたけれども。

何かございますか。

はい。〇〇さん、お願いします。

委員

せっかく来たので、すみません。

先ほど、〇〇先生の方から維持管理の話が出ていたんですけれども、今回いろいろ公共事業とかでやっている部分で、所有者に帰属するというふうに考えていいのか、それとも一部、公の営造物とかですね、市の方で所有するとか、そういうものが入っていると。

それはもう、混ざったりとか、それは、はっきり区分けできる存在という理解でよろしいですかね。

事務局

大きく2種類ございまして、地域全体の滑りを抑えるための抑止施設につきましては、民有地に設置したのも含めまして市の方で所有し、管理していく予定でございます。

ただ、個別に被災した宅地の擁壁なんかも復旧していくわけでございますけれども、それにつきましては、所有者の方に引き渡していくということで考えてございます。

委員

よろしいですか。

委員

はい。

委員

あの、たぶんいろいろな問題を抱えている、問題って言いますか審議会でして、問題はこれからも継続で、会議室ではなくって現場で起こっているっていう話かもしれませんけれども、精一杯のことをやっていきたいと思いますので、委員の皆さま、それから事務局の皆さま、よろしくご支援のほど、お願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

全員

ありがとうございました。